

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則

平成11年 1月29日 規則第84号
最終改正 令和 7年 3月18日 規則第50号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	方法書の作成前の手続(第3条～第8条)
第3章	準備書の作成前の手続(第9条～第13条)
第4章	準備書(第14条～第22条)
第5章	評価書(第23条～第25条)
第6章	対象事業の内容の修正(第26条)
第7章	評価書の公告及び縦覧後の手続(第27条～第32条)
第8章	環境影響評価等その他の手続の特例等(第33条～第45条)
第9章	環境影響評価審査会(第46条～第51条)
第10章	雑則(第52条～第54条)
	附則

第1章 総則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市環境影響評価等に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(対象事業となる事業の規模等)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する別に定めるものは、別表第1の左欄に掲げる事業の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

2 条例第2条第1項第3号に規定する別に定めるものは、別表第1の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する一の事業(同表の中欄に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)とする。

3 条例第2条第1項第3号に規定する別に定める地域は、その区域内で事業を実施することにより本市の生物の多様性の保全に著しい支障が生じるおそれのある地域として、市長が定めて告示する地域とする。

第2章 方法書の作成前の手続

(配慮書案の縦覧に係る公告)

第3条 条例第9条第1項に規定する別に定め

る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の計画の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 配慮書案の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 配慮書案が掲載されるホームページのホームページアドレス(使用する自動公衆送信装置(著作権法第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することにより当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。以下同じ。)
- (6) 条例第11条第1項に規定する意見書の提出期限

(インターネットを利用した配慮書案の公表)

第4条 条例第9条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 配慮書案を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 事業者が配慮書案を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(配慮書案説明措置)

第5条 条例第10条第1項に規定する別に定める必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物の配布その他の適当な方法により、事業実施想定区域内において、配慮書案の記載事項を周知すること。
- (2) 配慮書案の記載事項に関する意見の募集をすること。
- (3) 条例第9条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、前号の意見に対する第1類事業者の見解をインターネットを利用して公表すること。

2 条例第10条第2項の規定による配慮書案説明措置の内容の公示は、対象事業の事業実施想定区域内の適当な場所における掲示その他の適当な方法により行うものとする。

(配慮書案についての意見に対する見解書等の縦覧に係る公告)

第6条 条例第13条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例第13条第1項に規定する書面の縦覧の場所、期間及び時間

(配慮書の縦覧に係る公告)

第7条 条例第15条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 配慮書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した配慮書の公表)

第8条 条例第15条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 配慮書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 事業者が配慮書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

第3章 準備書の作成前の手続

(方法書の縦覧に係る公告)

第9条 条例第18条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 条例第18条第1項の方法書関係地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書が掲載されるホームページのホームページアドレス
- (7) 条例第20条第1項に規定する意見書の提出期限

(インターネットを利用した方法書の公表)

第10条 条例第18条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 方法書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 第1類事業者が方法書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(方法書説明会の開催の公示)

第11条 条例第19条第2項の規定による説明会の開催の公示は、方法書関係地域内の適当な場所における掲示その他の適当な方法により行うものとする。

(方法書説明会の開催を要しない事由)

第12条 条例第19条第3項に規定する第1類事業者の責めに帰することができない事由であって別に定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 第1類事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることにより方法書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

(方法書についての意見に対する見解書等の縦覧に係る公告)

第13条 条例第22条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例第22条第1項に規定する書面の縦覧の場所、期間及び時間

第4章 準備書

(準備書の縦覧に係る公告)

第14条 条例第26条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 準備書関係地域の範囲
- (3) 準備書及び準備書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (4) 準備書及び準備書要約書が掲載されるホームページのホームページアドレス
- (5) 条例第28条第1項に規定する意見書の提出期限

(インターネットを利用した準備書の公表)

第15条 条例第26条第1項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 準備書及び準備書要約書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 第1類事業者が準備書及び準備書要約書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(準備書説明会の開催の公示)

第16条 条例第27条第2項の規定による準

備書説明会の開催の公示は、準備書関係地域内の適当な場所における掲示その他の適当な方法により行うものとする。

(準備書説明会の開催を要しない事由)

第 17 条 条例第 27 条第 3 項に規定する第 1 類事業者の責めに帰することができない事由であって別に定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により準備書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 第 1 類事業者以外の者により準備書説明会の開催が故意に阻害されることにより準備書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

(公聴会の開催に係る公告)

第 18 条 条例第 30 条第 2 項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第 9 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 条例第 30 条第 3 項に規定する届出の期限
- (3) 条例第 30 条第 1 項に規定する公聴会(第 21 条及び第 22 条において「公聴会」という。)において意見を述べることができる者(第 20 条及び第 22 条第 1 項において「公述人」という。)の人数

(意見の陳述の届出)

第 19 条 条例第 30 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 条例第 30 条第 1 項に規定する意見の概要

(公述人の選定)

第 20 条 市長は、条例第 26 条第 1 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日後速やかに、前条の届出者のうちから公述人を選定し、その旨を文書により公述人に通知しなければならない。

(公聴会の主宰)

第 21 条 公聴会は、市長が指名する職員が主宰する。

(公聴会における意見の陳述の制限及び秩序の維持)

第 22 条 前条の規定により公聴会を主宰する者(次項において「主宰者」という。)は、公述人が当該公聴会に係る事案の範囲を超えて陳述し、又は陳述しようとするとき、その他議

事を整理するため必要があると認めるときは、その者に対し、その陳述を制限し、又は禁止することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、公聴会の秩序を維持するため、当該公聴会を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置を採ることができる。

第 5 章 評価書

(計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しない修正)

第 23 条 条例第 33 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める修正は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第 18 条第 1 項の規定を適用した場合における同項の地域に当該修正前の対象事業に係る当該地域に含まれていなかった他の市町村の区域が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)
- (2) 別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について条例第 18 条第 1 項の規定を適用した場合における同項の地域に当該修正前の対象事業に係る当該地域に含まれていなかった他の市町村の区域が含まれていないもの

(評価書の縦覧に係る公告)

第 24 条 条例第 34 条第 1 項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第 9 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 評価書及び評価書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 評価書及び評価書要約書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した評価書の公表)

第 25 条 条例第 34 条第 1 項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 評価書及び評価書要約書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 第 1 類事業者が評価書及び評価書要約書を掲載したホームページのホームページアドレ

スを本市のホームページに掲載すること。

第6章 対象事業の内容の修正

第26条 第23条の規定は、条例第35条ただし書に規定する別に定める修正について準用する。

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しない変更)

第27条 条例第37条第2項に規定する別に定める変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第18条第1項の規定を適用した場合における同項の地域に当該変更前の対象事業に係る当該地域に含まれていなかった他の市町村の区域が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)
- (2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するもの又はエネルギー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。)の使用の合理化を目的として設備を変更するものに限る。)であって、当該変更後の対象事業について条例第18条第1項の規定を適用した場合における同項の地域に当該変更前の対象事業に係る当該地域に含まれていなかった他の市町村の区域が含まれていないもの

(許可等に係る条例の規定)

第28条 条例第39条第1項の本市の条例の規定であって別に定めるものは、次に掲げる規定とする。

- (1) 京都市市街地景観整備条例第11条第1項
- (2) 京都市自然風景保全条例第9条第1項
- (3) 京都市屋外広告物等に関する条例第9条第1項又は第23条第1項

(事後調査計画書の縦覧に係る公告)

第29条 条例第42条第2項に規定する別に

定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 事後調査計画書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した事後調査計画書の公表)

第30条 条例第42条第2項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 事後調査計画書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 第1類事業者が事後調査計画書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(事後調査報告書の縦覧に係る公告)

第31条 条例第43条第4項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例第43条第2項に規定する報告書(以下「事後調査報告書」という。)の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 事後調査報告書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した事後調査報告書の公表)

第32条 条例第43条第4項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 事後調査報告書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 第1類事業者が事後調査報告書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

第8章 環境影響評価等その他の手続の特例等

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第33条 条例第46条に規定する都市計画決定権者は、都市計画法第17条第1項に規定する都市計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都市計画に定められる対象事業について条例第46条の規定による計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとするかどうか、及び当該手続を経ることとする場合における当該手続について、市長と協議しなければならない。

(第一種事業等に係る方法書の作成前の手続等に関する規定の準用)

第34条 第2章及び前条の規定は、第一種事業及び第二種事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条各号列記以外の部分	条例第9条第1項	条例第47条において準用する条例（以下「準用条例」という。）第9条第1項
第3条第1号	事業者	事業者（第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）を実施しようとし、又は実施している者（委託に係る第一種事業等にあつては、その委託をしようとし、又はその委託をしている者）をいう。以下同じ。）
第3条第2号	対象事業	第一種事業等
第3条第3号	事業実施想定区域	事業者が第一種事業等に係る計画の立案段階において、1又は2以上の当該第一種事業等の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）
第3条第6号	条例第11条第1項	準用条例第11条第1項
第4条各号列記以外の部分	条例第9条第1項	準用条例第9条第1項
第5条第1項各号列記以外の部分	条例第10条第1項	条例第47条において読み替えて準用する条例第10条第1項
第5条第1項第3号	条例第9条第1項	準用条例第9条第1項
	第1類事業者	事業者
第5条第2項	条例第10条第2項	条例第47条において読み替えて準用する条例第10条第2項
	対象事業	第一種事業等
第6条各号列記以	条例第13条第3項	準用条例第13条第3項

外の部分		
第6条第2号	条例第13条第1項	準用条例第13条第1項
第7条各号列記以外の部分	条例第15条第1項	準用条例第15条第1項
第8条各号列記以外の部分	条例第15条第1項	準用条例第15条第1項
第33条	条例第46条	条例第47条において読み替えて準用する条例第46条
	対象事業	第一種事業等
	及び環境影響評価その他の手続を経る	その他の手続を行う

(法対象事業に係る方法書についての市長の意見の縦覧に係る公告)

第35条 条例第48条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法対象事業に係る事業者（以下「法対象事業者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 法対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 法対象事業が実施されるべき区域
- (4) 条例第48条に規定する書面の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 条例第48条に規定する書面の内容が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した法対象事業に係る市長意見等の公表)

第36条 市長は、条例第48条に規定する書面をインターネットを利用して公表するときは、法対象事業者の協力を得て、法第7条の規定により公表された方法書及び要約書を併せて公表するよう努めなければならない。

(法対象事業に係る公聴会の開催に係る公告)

第37条 条例第49条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第35条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例第49条第3項に規定する届出の期限
- (3) 条例第49条第1項本文に規定する公聴会（第40条及び第41条において「公聴会」という。）において意見を述べることができる者

(第39条及び第41条第1項において「公述人」という。)の人数

(法対象事業に係る意見の陳述の届出)

第38条 条例第49条第3項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 条例第49条第3項に規定する意見の概要

(法対象事業に係る公述人の選定)

第39条 市長は、法第16条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日後速やかに、前条の届出者のうちから公述人を選定し、その旨を文書により公述人に通知しなければならない。

(法対象事業に係る公聴会の主宰)

第40条 公聴会は、市長が指名する職員が主宰する。

(法対象事業に係る公聴会における意見の陳述の制限及び秩序の維持)

- 第41条** 前条の規定により公聴会を主宰する者(次項において「主宰者」という。)は、公述人が公聴会に係る事案の範囲を超えて陳述し、又は陳述しようとするとき、その他議事を整理するため必要があると認めるときは、その者に対し、その陳述を制限し、又は禁止することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、公聴会の秩序を維持するため、当該公聴会を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置を採ることができる。

(供用後事後調査計画書の縦覧に係る公告)

第42条 条例第50条第4項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第35条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 供用後事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 供用後事後調査計画書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した供用後事後調査計画書の公表)

第43条 条例第50条第4項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 供用後事後調査計画書を本市のホームペー

ジに掲載すること。

- (2) 移行事業者が供用後事後調査計画書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

(供用後事後調査の結果を記載した報告書の縦覧に係る公告)

第44条 条例第51条第4項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第35条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例第51条第2項に規定する報告書(以下この条及び次条において「報告書」という。)の縦覧の場所、期間及び時間
- (3) 報告書が掲載されるホームページのホームページアドレス

(インターネットを利用した報告書の公表)

第45条 条例第51条第4項の規定によるインターネットを利用した公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 報告書を本市のホームページに掲載すること。
- (2) 移行事業者が報告書を掲載したホームページのホームページアドレスを本市のホームページに掲載すること。

第9章 環境影響評価審査会

(審査会の会長)

第46条 京都市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の招集及び議事)

第47条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数(配慮書案についての市長の意見の陳述に関する会議にあっては、委員の3分の1以上)が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第48条 審査会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(専門委員)

第49条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(審査会の庶務)

第50条 審査会の庶務は、環境政策局において処理する。

(審査会に関する補則)

第51条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第10章 雑則

(身分証明書)

第52条 条例第55条第2項及び第64条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(対象事業となる建築物等)

第53条 条例別表第8号に規定する別に定める建築物は、建築基準法第6条第1項各号のいずれかに該当する建築物とする。

- 2 条例別表第18号に規定する別に定める事業は、鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採又は採石法第2条に規定する岩石、砂利採取法第2条に規定する砂利若しくは土の採取の事業及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項各号に掲げる行為（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第38条各号に掲げる行為に該当するものを除く。）を伴う事業とする。

(補則)

第54条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第24条第1項の規定にかかわらず、最初の審査会は、市長が招集する。
- 3 第17条の規定は、条例附則第5項に規定する別に定める変更について準用する。
- 4 条例附則第6項に規定する別に定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。
- 5 条例附則第10項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 条例附則第9項の規定により行われる事前配慮及び環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模
 - (3) 条例附則第9項の規定により行われる事前配慮及び環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域
 - (4) 条例の施行後に条例第10条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域の範囲
 - (5) 条例附則第9項の規定に基づき、条例第7条及び第9条から第15条までの規定の例による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとした旨

附則（平成15年3月31日規則第139号）
この規則は、平成15年4月16日から施行する。ただし、「第10条第1項」を「第5条第1項」に改める部分は、同月1日から施行する。

附則（平成15年10月15日規則第64号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成16年12月16日規則第57号）
この規則は、平成16年12月17日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1備考第2号の改定規定 平成17年4月1日
- (2) 別表第1備考第9号の改定規定及び同備考に1号を加える改定規定 景観法附則ただし書きに規定する日

附則（平成１７年３月３１日規則第１７６号）
この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附則（平成１７年８月２５日規則第４５号）
この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附則（平成２１年３月３１日規則第１７３号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附則（平成２５年３月２９日規則第９９号）
この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附則（平成２６年３月７日規則第１５３号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附則（平成２７年４月１日規則第４号）
この規則は、平成２７年５月２９日から施行する。

附則（令和４年６月１４日規則第１８号）
この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附則（令和５年６月１日規則第２１号）

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２ この規則による改正後の京都市環境影響評価等に関する条例施行規則別表第１の規定は、この規則の施行の日以後に京都市環境影響評価等に関する条例第８条の規定による配慮書案の提出がなされる事業について適用し、同日前に当該配慮書案の提出がなされた事業については、なお従前の例による。

附則（令和７年３月１８日規則第５０号）
この規則は、令和７年４月１日から施行する。
ただし、第２７条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

事 業		第 1 類事業の要件	第 2 類事業の要件
(1)	条例別表第 1 号に掲げる事業	(1) 高速自動車国道法第 4 条第 1 項の高速自動車国道、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 12 条第 1 項第 4 号に規定する阪神高速道路又は道路整備特別措置法第 12 条第 1 項に規定する指定都市高速道路（以下「高速道路等」という。）の新設の事業	
		(2) 高速道路等の改築の事業であつて、車線（道路構造令第 2 条第 7 号の登坂車線、同条第 8 号の屈折車線及び同条第 9 号の変速車線を除く。以下同じ。）の数の増加を伴うもの（車線の数の増加に係る部分の長さが 1 キロメートル以上であるものに限る。）	
		(3) 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路（高速道路等を除く。以下「道路法上の道路」という。）の新設の事業（車線の数が 4 以上であり、かつ、長さが 3 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）	道路法上の道路の新設の事業（車線の数が 4 以上であり、かつ、長さが 1.5 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）
		(4) 道路法上の道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が 4 以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が 4 以上であるものに限る。）の長さの合計が 3 キロメートル以上であるものに限る。）	道路法上の道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が 4 以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が 4 以上であるものに限る。）の長さの合計が 1.5 キロメートル以上であるものに限る。）
		(5) 道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路（以下「道交法上の道路」という。）の新設の事業であつて、道路の全部又は一部が特定山間地域内にあり、又は特定山間地域に接するもの（幅員が 5 メートル以上であり、かつ、長さが 10 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）	道交法上の道路の新設の事業であつて、道路の全部又は一部が特定山間地域内にあり、又は特定山間地域に接するもの（幅員が 5 メートル以上であり、かつ、長さが 5 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）

		(6) 道交法上の道路の改築の事業であって、道路の全部又は一部が特定山間地域内にあり、又は特定山間地域に接するもの（道路の幅員の拡張で、拡張後の道路の幅員が5メートル以上となるものであり、かつ、当該拡張に係る部分の長さが10キロメートル以上であるものに限る。）	道交法上の道路の改築の事業であって、道路の全部又は一部が特定山間地域内にあり、又は特定山間地域に接するもの（道路の幅員の拡張で、拡張後の道路の幅員が5メートル以上となるものであり、かつ、当該拡張に係る部分の長さが5キロメートル以上であるものに限る。）
(2)	条例別表第2号に掲げる事業	(1) 河川管理施設等構造令第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が20ヘクタール以上であるダムの新築の事業	
		(2) 計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によりたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域の面積（以下「湛水面積」という。）が20ヘクタール以上である堰の新築の事業	
		(3) 改築後の湛水面積が20ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が10ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業	
		(4) 20ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	
(3)	条例別表第3号に掲げる事業	(1) 鉄道事業法による鉄道（以下「鉄道」という。）又は軌道法による新設軌道（以下「新設軌道」という。）の建設の事業	
		(2) 鉄道に係る鉄道施設又は新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（改良に係る部分の長さが2キロメートル以上であるもの又は連続立体交差化（鉄道又は新設軌道（以下「鉄道等」という。）と幹線道路（道路法第3条	鉄道に係る鉄道施設又は新設軌道に係る線路の地下移設、高架移設その他の移設（改良に係る部分の長さが1キロメートル以上であるものに限る。）の事業

		第 2 号に規定する一般国道及び同条第 3 号に規定する都道府県道並びに都市計画法により都市計画に定められた道路をいう。以下同じ。) とが 2 箇所以上において交差し、かつ、その交差する両端の幹線道路の中心線と鉄道等の中心線との交点の間の水平距離が 3 5 0 メートル以上である鉄道等の区間について、鉄道等と道路とを同時に 3 箇所以上において立体交差させ、かつ、2 箇所以上の踏切道を除却することを目的として、施工基面を沿線の地表面から離隔して、既設線に相応する鉄道等を建設することをいう。) に係るものに限る。) に限る。) の事業	
(4)	条例別表第 4 号に掲げる事業	都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園の設置の事業（当該都市公園の区域の面積が 2 0 ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあつては、1 0 ヘクタール）以上であるものに限る。ただし、土地の形状の変更を行う面積が 2 ヘクタール未満であるものを除く。）	都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園の設置の事業（当該都市公園の区域の面積が 5 ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定山間地域内にあるものに限る。）以上であるものに限る。ただし、土地の形状の変更を行う面積が 1 ヘクタール未満であるものを除く。）
(5)	条例別表第 5 号に掲げる事業	(1) 陸上飛行場又は陸上ヘリポートの設置の事業	
		(2) 滑走路の新設を伴う陸上飛行場又は陸上ヘリポート及びそれらの施設の変更の事業	
		(3) 滑走路の延長を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業（滑走路を 2 0 0 メートル以上延長するものに限る。）	
(6)	条例別表第 6 号に掲げる事業	(1) 下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の設置の事業（敷地面積が 1 0 ヘクタール以上であるもの又は計画処理人口が 5 0, 0 0 0 人以上であるものに限る。）	終末処理場の設置の事業（計画処理人口が 5, 0 0 0 人以上であるものに限る。）
		(2) 終末処理場の改築の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（終末処理場の改築に係るものに限る。）がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。）であつて、敷地面積が 1 0	

		ヘクタール以上増加するもの	
		(3) 終末処理場の改築の事業（計画処理人口が50,000人以上増加するものに限る。）	終末処理場の改築の事業（計画処理人口が5,000人以上増加するものに限る。）
(7)	条例別表第7号に掲げる事業	工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の新設の事業（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第2条第2項第2号に規定する排出ガス量（以下「排出ガス量」という。）が40,000立方メートル以上であるもの又は同令第3条第2項第2号に規定する排出水量（以下「排出水量」という。）が7,500立方メートル以上であるものに限る。）	
(8)	条例別表第8号に掲げる事業	建築基準法第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の新築の事業（建築物の延べ面積が50,000平方メートル以上であり、かつ、建築物の高さが100メートルを超えるものに限る。）	建築物の新築の事業（建築物の延べ面積が50,000平方メートル以上であり、かつ、建築物の高さが31メートルを超えるものに限る。）
(9)	条例別表第9号に掲げる事業	(1) 出力が50,000キロワット以上である火力発電所の設置の工事の事業	
		(2) 出力が50,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の工事の事業	
		(3) 出力が1,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（風力発電所の設置又は変更に係るものに限る。）がある場合にあっては、当該不充足事業を含む。）	
		(4) 出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（風力発電所の設置又は変更に係るものに限る。）がある場合にあっては、当該不充足事業を含む。）	
(10)	条例別表第10号に掲げる事業	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）の	廃掃法第8条第1項に規定するごみ処理施設の設置の事業

		設置の事業（１時間当たりの処理能力が４トン以上であるものに限る。）	
		(2) 一般廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（１時間当たりの処理能力が４トン以上増加するものに限る。）	
		(3) 廃掃法第８条第１項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（一般廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更に係るものに限る。）がある場合にあっては、当該不充足事業を含む。）であって、埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が５ヘクタール以上であるものに限る。）	一般廃棄物最終処分場の設置の事業
		(4) 一般廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（一般廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更に係るものに限る。）がある場合にあっては、当該不充足事業を含む。）であって、埋立処分場所の面積が５ヘクタール以上増加するものに限る	
		(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃掃法施行令」という。）第７条第１号から第１３号の２までに規定する産業廃棄物の処理施設（以下「産業廃棄物中間処理施設」という。）の設置の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（産業廃棄物中間処理施設の設置又は規模の変更に係るものに限る。）がある場合にあっては、当該不充足事業を含む。）であって、敷地面積が９、０００平方メートル以上であるもの又は建築物の建築面積の合計が３、０００平方メートル以上であるもの	
		(6) 産業廃棄物中間処理施設の規模の変更の事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（産業廃棄物中間処理施設の設置又	

		は規模の変更に係るものに限る。)がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。)であつて、敷地面積が9,000平方メートル以上増加するもの又は建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上増加するもの	
		(7) 産業廃棄物中間処理施設(焼却施設に限る。)の設置の事業(1時間当たりの処理能力が4トン以上であるものに限る。)	
		(8) 産業廃棄物中間処理施設(焼却施設に限る。)の規模の変更の事業(1時間当たりの処理能力が4トン以上増加するものに限る。)	
		(9) 廃掃法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業(当該事業との一体性が明らかである不充足事業(産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更に係るものに限る。)がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。)であつて、埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上であるもの	
		(10) 産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(当該事業との一体性が明らかである不充足事業(産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更に係るものに限る。)がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。)であつて、埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上増加するもの	
(11)	条例別表第11号に掲げる事業	土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業(同法第5条第4項に規定する農用地造成地域の面積が20ヘクタール(当該地域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあつては、10ヘクタール)以上であるものに限る。)	土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業(同法第5条第4項に規定する農用地造成地域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。)
(12)	条例別表第12号に掲げる事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が25ヘクタール以上であるものに限る。)

(13)	条例別表第13号に掲げる事業	新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が20ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあつては、10ヘクタール）以上であるものに限る。）	新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。）
(14)	条例別表第14号に掲げる事業	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第2条第4項に規定する工業団地造成事業である事業（施行区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第2条第4項に規定する工業団地造成事業である事業（施行区域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。）
(15)	条例別表第15号に掲げる事業	新都市基盤整備法第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が20ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあつては、10ヘクタール）以上であるものに限る。）	新都市基盤整備法第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。）
(16)	条例別表第16号に掲げる事業	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。）
(17)	条例別表第17号に掲げる事業	(1) 工場立地法第4条第1項第3号イに規定する工業団地の用に供する一団の土地の造成の事業（造成に係る土地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	工場立地法第4条第1項第3号イに規定する工業団地の用に供する一団の土地の造成の事業（造成に係る土地の面積が4ヘクタール以上であるものに限る。）
		(2) 前号に掲げるもののほか、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業（当該事業との一体性が明らかである不充足事業（同項に規定する開発行為を伴うものに限る。）がある場合にあつては、当該不充足事業を含む。）であつて、同条第13項に規定する開発区域の面積が16ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあつては、8ヘクタール）以上であるもの（土地の形状の変更を行う面積が2ヘクタール未満であるものを除く。）	前号に掲げるもののほか、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業（同条第13項に規定する開発区域の面積が4ヘクタール以上であるもの（土地の形状の変更を行う面積が1ヘクタール未満であるものを除く。）に限る。）

(18)	条例別表第18号に掲げる事業	鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採又は採石法第2条に規定する岩石、砂利採取法第2条に規定する砂利若しくは土の採取の事業（これらの用に供する区域（以下「掘採等の区域」という。）の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）	
			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項各号に掲げる行為（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第38条各号に掲げる行為に該当するものを除く。）を伴う事業（第2条第3項の規定により市長が告示した地域において実施されるものに限る。）

備考 1 「特定山間地域」とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域以外の区域、都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区又は京都市自然風景保全条例第7条第1項の規定により指定された自然風景保全地区をいう。

2 「特定地域」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (2) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物の指定地域又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区
- (3) 京都府文化財保護条例第43条第1項の規定により指定された京都府指定史跡、京都府指定名勝若しくは京都府指定天然記念物の指定地域又は同条例第53条第1項の規定により決定された文化財環境保全地区
- (4) 京都市文化財保護条例第36条第1項の規定により指定された京都市指定史跡、京都市指定名勝若しくは京都市指定天然記念物の指定地域又は同条例第43条第1項の規定により指定された文化財環境保全地区
- (5) 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (6) 京都府立自然公園条例第4条第1項の規定により指定された京都府立自然公園の区域
- (7) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域又は同法第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
- (8) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- (9) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域以外の区域、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域又は同法第8条第1項の規定により定められた風致地区
- (10) 京都市市街地景観整備条例第2条第4号に規定する建造物修景地区
- (11) 京都市自然風景保全条例第7条第1項の規定により指定された自然風景保全地区
- (12) 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
- (13) 京都府環境を守り育てる条例第73条第1項の規定により指定された京都府自然環境保全地域又は同条例第81条第1項の規定により指定された京都府歴史的な自然環境保全地域
- (14) 都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
- (15) 景観法第61条第1項の規定により定められた景観地区

3 「住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第1項で規定する住宅をいう。

4 「不充足事業」とは、平成25年4月1日以降に工事に着手する事業で、その規模がこの表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる要件を基準として別に定める要件に該当しないものをいう。

別表第2（第23条関係）

対象事業の区分		事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
(1)	別表第1(1)項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業の実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		車線の数	車線の数が増加しないこと。
		設計速度	設計速度が増加しないこと。
(2)	別表第1(2)項第1号に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
		コンクリートダム又はフィルダムの別	
(3)	別表第1(2)項第2号又は第3号に該当する対象事業	湛 ^{たん} 水区域の位置	新たに湛 ^{たん} 水区域となる部分の面積が修正前の湛 ^{たん} 水面積の20パーセント未満であること。
		固定堰 ^{せき} 又は可動堰 ^{せき} の別	
(4)	別表第1(2)項第4号に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
(5)	別表第1(3)項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		本線路施設区域（別表第1(3)項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路の数	本線路の増設がないこと。
		鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
(6)	別表第1(4)項に該当する対象事業	都市公園の区域の位置	新たに都市公園の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
(7)	別表第1(5)項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが100メートルを超えて増加しないこと。

		陸上飛行場又は陸上ヘリポート及びそれらの施設の区域の位置	新たに陸上飛行場又は陸上ヘリポート及びそれらの施設の区域となる部分の面積が５ヘクタール未満であること。
(8)	別表第１(6)項に該当する対象事業	終末処理場の区域の位置	新たに終末処理場の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の１０パーセント未満であり、かつ、５ヘクタール未満であること。
		計画処理人口	計画処理人口が２０パーセント以上増加しないこと。
(9)	別表第１(7)項に該当する対象事業	排出ガス量	排出ガス量が修正前の排出ガス量の２０パーセント以上増加せず、かつ、排出ガス量の増加分が４０，０００立方メートル以上とならないこと。
		排出水量	排出水量が修正前の排出水量の２０パーセント以上増加せず、かつ、排出水量の増加分が７，５００立方メートル以上とならないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
(10)	別表第１(8)項に該当する対象事業	建築物の高さ	建築物の高さが２０パーセント以上増加しないこと。
		建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が２０パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
(11)	別表第１(9)項に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が１０パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
		燃料の種類	
		冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
(12)	別表第１(10)項第１号又は第２号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

		1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
		1時間当たりの処理能力	1時間当たりの処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
(13)	別表第1(10)項第3号、第4号、第9号又は第10号に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
		廃掃法施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
(14)	別表第1(10)項第5号から第8号までに該当する対象事業	産業廃棄物中間処理施設の種類	
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		敷地面積	敷地面積が20パーセント以上増加せず、かつ、増加する部分の敷地面積が9,000平方メートル以上とならないこと。
		建築物の建築面積の合計	建築物の建築面積の合計が20パーセント以上増加せず、かつ、増加する部分の建築面積が3,000平方メートル以上とならないこと。
		1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が20パーセント以上増加しないこと（焼却施設に限る。）。
		1時間当たりの処理能力	1時間当たりの処理能力が20パーセント以上増加せず、かつ1時間当たりの処理能力の増加分が4トン以上とならないこと（焼却施設に限る。）。
(15)	別表第1(11)項に該当する対象事業	農用地造成地域の位置	新たに農用地造成地域となる部分の面積が修正前の農用地造成地域の面積の10パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が5ヘクタール未満であること。
(16)	別表第1(12)項から(16)項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が5ヘクタール未満であること。
(17)	別表第1(17)項第1号に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が5ヘクタール未満であること。

(18)	別表第 1 (17) 項第 2 号に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が 4 ヘクタール未満であること。
(19)	別表第 1 (18) 項に該当する対象事業	掘採等の区域の位置	新たに掘採等となる部分の面積が修正前の掘採等の区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が 2 ヘクタール未満であること。

別表第3（第27条関係）

対象事業の区分		事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
(1)	別表第1(1)項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		車線の数	車線の数が増加しないこと。
		設計速度	設計速度が増加しないこと。
		盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した500メートル以上の区間において変更しないこと。
		高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準じる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
(2)	別表第1(2)項第1号に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
		コンクリートダム又はフィルダムの別	
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
(3)	別表第1(2)項第2号又は第3号に該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であること。
		固定堰又は可動堰の別	
		堰の位置	堰の両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
(4)	別表第1(2)項第4号に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
(5)	別表第1(3)項に	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加

	該当する対象事業		しないこと。
		本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路の数	本線路の増設がないこと。
		鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
		運行される列車又は車両の本数	地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
		盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した500メートル以上の区間において変更しないこと。
		車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が5ヘクタール以上増加しないこと。
(6)	別表第1(4)項に該当する対象事業	都市公園の区域の位置	新たに都市公園の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
		土地の形質の変更が行われる土地の区域の位置	新たに土地の形質の変更が行われる土地の区域の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であり（新たに当該区域となる部分の面積が2ヘクタール未満であるものに限る。）、又は1,000平方メートル未満であること。
(7)	別表第1(5)項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが100メートルを超えて増加しないこと。
		陸上飛行場又は陸上ヘリポート及びそれらの施設の区域の位置	新たに陸上飛行場又は陸上ヘリポート及びそれらの施設の区域となる部分の面積が5ヘクタール未満であること。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の陸上飛行場又は陸上ヘリポートの周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
(8)	別表第1(6)項に該当する対象事業	終末処理場の区域の位置	新たに終末処理場の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満で

	業		あり、かつ、5ヘクタール未満であること。
		計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
		活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法、高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法、沈殿法又はその他の方法の別	
(9)	別表第1(7)項に該当する対象事業	排出ガス量	排出ガス量が変更前の排出ガス量の20パーセント以上増加せず、かつ、排出ガス量の増加分が40,000立方メートル以上とならないこと。
		排出水量	排出水量が変更前の排出水量の20パーセント以上増加せず、かつ、排出水量の増加分が7,500立方メートル以上とならないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
		建築物の建築面積の合計	建築物の建築面積の合計が10パーセント以上増加しないこと。
(10)	別表第1(8)項に該当する対象事業	建築物の高さ	建築物の高さが10パーセント以上増加しないこと。
		建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
(11)	別表第1(9)項に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	

		燃料の種類	
		冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
		年間燃料使用量	年間燃料使用量が１０パーセント以上増加しないこと。
		ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が１０パーセント以上増加しないこと。
		煙突の高さ	煙突の高さが１０パーセント以上減少しないこと。
		温排水の排出先の水面又は水中の別	
		放水口の位置	放水口が１００メートル以上移動しないこと。
(12)	別表第１(10)項第１号又は第２号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		１日当たりの処理能力	１日当たりの処理能力が１０パーセント以上増加しないこと。
		１時間当たりの処理能力	１時間当たりの処理能力が１０パーセント以上増加しないこと。
		煙突の高さ	煙突の高さが１０パーセント以上減少しないこと。
(13)	別表第１(10)項第３、第４号、第９号又は第１０号に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の１０パーセント未満であること。
		廃掃法施行令第７条第１４号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
(14)	別表第１(10)項第５号から第８号までに該当する対象事業	産業廃棄物中間処理施設の種類の別	
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		敷地面積	敷地面積が１０パーセント以上増加せず、かつ、増加する部分の敷地面積が９、０００平方メートル

			ル以上とならないこと。
		建築物の建築面積の合計	建築物の建築面積の合計が 10 パーセント以上増加せず、かつ、増加する部分の建築面積が 3,000 平方メートル以上とならないこと。
		1 日当たりの処理能力	1 日当たりの処理能力が 10 パーセント以上増加しないこと（焼却施設に限る。）。
		1 時間当たりの処理能力	1 時間当たりの処理能力が 10 パーセント以上増加せず、かつ 1 時間当たりの処理能力の増加分が 4 トン以上とならないこと（焼却施設に限る。）。
(15)	別表第 1 (11) 項に該当する対象事業	農用地造成地域の位置	新たに農用地造成地域となる部分の面積が変更前の農用地造成地域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が 5 ヘクタール未満であること。
(16)	別表第 1 (12) 項から (16) 項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が 5 ヘクタール未満であること。
		土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の 20 パーセント以上増加せず、かつ、増加する部分の面積が 2 ヘクタール以上増加しないこと。
(17)	別表第 1 (17) 項第 1 号に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が 5 ヘクタール未満であること。
		土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の 20 パーセント以上増加せず、かつ、増加する部分の面積が 2 ヘクタール以上増加しないこと。
(18)	別表第 1 (17) 項第 2 号に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が変更前の開発区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が 4 ヘクタール未満であること。
		土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の 20 パーセント以上増加せず、かつ、増加する部分の面積が 2 ヘクタール以上増加しないこと。
(19)	別表第 1 (18) 項に該当する対象事業	掘採等の区域の位置	新たに掘採等のとなる部分の面積が変更前の掘採等の区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、増加する部分の面積が 2 ヘクタール未満であること。

別記様式（第 5 2 条関係）

身 分 証 明 書		第	号
所 属			
職 名			
氏 名			
		年	月 日生
上記の者は、京都市環境影響評価等に関する条例第 5 5 条第 1 項又は第 6 4 条第 1 項の規定により立入検査又は質問を行う職員であることを証明します。			
	年	月	日
		京都市長	⑩